

告 示

鳥栖市告示第 57 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

また、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を鳥栖市建設部都市整備課において縦覧に供する。ただし、縦覧は、鳥栖市の休日を定める条例（平成元年条例第 33 条）第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

平成 23 年 9 月 13 日

鳥栖市長 橋 本 康 志



1 都市計画の種類及び名称

鳥栖基山都市計画道路

- 3・4・109号曾根崎藤木線（名称変更及び区域の変更）
- 3・4・110号榎町真木線（廃止）
- 3・5・113号今泉田代線（区域の変更）

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 3・4・109号 曾根崎藤木線（名称変更前 曾根崎高田線）
 - 追加する部分 なし
 - 削除する部分 鳥栖市藤木町字十の坪、字屋敷作、字東六及び字尾部田
- (2) 3・4・110号 榎町真木線
 - 追加する部分 なし
 - 削除する部分 鳥栖市酒井西町字榎町、字樋の口、藤木町字尾部田、字八反田、字若紫、今泉町字下牟田、真木町字榎田及び字巻上
- (3) 3・5・113号 今泉田代線
 - 追加する部分 なし
 - 削除する部分 鳥栖市今泉町字六枝及び字下牟田